令和5年8月

事業主各位

高田労働基準協会長

安全衛生推進者能力向上教育のご案内

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生規則第12条の2により、安全衛生関係の業務を具体的に推進する「安全衛生推進者」もしくは「衛生推進者」を選任することが必要となっています。また、厚生労働省では、「安全衛生推進者」・「衛生推進者」に対して、労働災害防止及び労働衛生対策に関する職務遂行能力向上を目的とした能力向上教育の実施を推進しています。

つきましては、当協会では、「安全衛生推進者能力向上教育」を下記により計画いたしましたが、今回の能力向上教育は、**上越保健所**（上越地域振興局健康福祉部）と**タイアップ**して、新潟県が推進しています「健康経営」等に関するカリキュラムも企画しておりますので、是非、この機会を捉え、職域での「健康づくり」の取組も併せて推進していただきたいと思います。

記

1 対 象 者　（1）推進者として職務を遂行して概ね5年以上経過している推進者
（2）現在選任されてる推進者で教育を受けていない推進者

2 開催日時　令和5年10月24日（火） 8:40～17:30

2 申込期間　令和5年10月11日（水）まで
なお、申込順に受付けて定員60名になり次第、締め切らせていただきます。

3 会　　場　上越人材ハイスクール（上越市高土町3－1－12）

4 申込方法
（1）受講料
会　員　　￥6，500（テキスト・資料代含む）
非会員　　￥8，500（テキスト・資料代含む）

なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

（2）申込先

別添（裏面）の申込書に受講料の振込領収書（写）添付して申込下さい（FAX可）。

高田労働基準協会　☎ 025-523-9595
FAX 025-522-9599

〒943-0803
上越市春日野1－5－10

（3）受講料振込先

第四北越銀行高田営業部　普通口座№.1807300
名義人：高田労働基準協会事務局

5 注意事項
（1） 受講当日は午前8時25～40分に受付を済ませて下さい。
（2） 受講票は発行しませんので、事前に電話にて受付の有無をご確認ください。
（3） 昼食は各自準備して下さい。

＊安全衛生推進者は以下の基準・解釈例規により選任することができます。

安全衛生推進者選任の基準

（1）安全衛生推進者養成講習修了者
（2）大学又は高等専門学校卒業者で、その後1年以上、安全衛生の実務に従事した経験を有する者
（3）高等学校卒業者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
（4）5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

次頁に続く

解釈例規

「安全衛生の実務」とは、必ずしも事業場内の安全衛生関係部署における安全衛生業務に限定するものではなく、生産ライン・事務所などにおいて管理又は監督的立場にある者が業務の遂行に伴い、危険個所の改善、労働者の健康状態の確認など、安全衛生上の配慮を行うこと、健康診断、安全衛生教育等の安全衛生に係る業務を行うことも含まれることであること。

安全衛生推進者能力向上教育カリキュラム

科　　目	範　　囲	時間
安全衛生管理の進め方	○ 安全衛生推進者の役割と責務 ○ 労働衛生管理 ○ 労働災害の原因の調査・再発防止対策	3.0
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等（リスクアセスメント）	○危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（事例演習含）	2.0
安全衛生教育・関係法令	○ 安全衛生教育の方法 ○ 作業標準の作成と周知 ○ 労働安全衛生法令	2.0
健康経営	○健康経営における健康づくりについて ○健康づくり出前講座の紹介	0.5

安全衛生推進者能力向上教育申込書

受　　講　　日　令和5年10月24日（火）

ふりがな 受講者の氏名	生年月日	現　　住　　所
	昭和・平成 年　月　日生	
	昭和・平成 年　月　日生	

＊ご記入いただいた個人情報は本教育及び修了証の管理以外には使用しません。

会員 ・ 非会員　いずれかに○印を付して下さい。

年　月　日　　☎

事業所の名称

高田労働基準協会長 殿　事業所の所在地

事業者職氏名

担当者（姓のみで可）

＊事業者の捺印は不要です。